

(別表3)追加申請書類一覧

次の①②の売上高方式で申請する場合、(別表2)の書類に加え、以下の書類を提出してください。

①酒類を提供せず、20時までに時短し、売上高方式で「3. 1万円/日～」の申請をする場合

②21時(酒類提供は20時30分)までに時短し、売上高方式で「2. 6万円/日～」の申請をする場合

申請者に関する書類	A	<p>令和3年(2021年)、令和2年(2020年)又は平成31年(2019年)の2月を含む事業年度の確定申告書類等の写し</p> <p>【法人】「法人税確定申告書別表一(一)」に加え 「法人事業概況説明書」(法人名、事業年度、月別売上高、兼業割合が記載されている部分)</p> <p>【個人】「確定申告書 B 第一表」に加え 「青色申告決算書」又は「収支内訳書」又は「住民税申告書」(氏名、対象年度、収入金額がわかるもの)</p> <p>※税務署受付印や、電子申告受信通知など申告の証明ができるものに限ります。</p> <p>※売上高方式において、確定申告を行っていない等の理由で売上高を算定することが困難である場合は、下記のとおり申請いただくことになります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶酒類を提供せず、営業時間を5時から20時までに短縮又は休業した場合 ⇒ 1日当たりの支給額は一律3万円 ▶営業時間を5時から21時(酒類提供は20時30分)までに短縮した場合(認証店に限る。) ⇒ 1日当たりの支給額は一律2. 5万円
施設に関する書類	B	<p>令和3年(2021年)、令和2年(2020年)又は平成31年(2019年)の2月の売上帳簿等の写し(※)</p> <p>※例えば、試算表、売上台帳、出納帳等を提出してください。 年間売上高を用いる場合は1年分、新規開店者は開店日から令和4年1月31日までの期間について提出してください。</p> <p>※店舗別に飲食事業と他の事業(宅配・テイクアウトなど)の売上を分けて記載してください。</p> <p>※確定申告書類の事業年度と同じ時期の売上帳簿等の写しを提出してください。 (平成31年の2月を含む事業年度の確定申告書類の写しを提出する場合は、平成31年2月の売上帳簿等の写しを提出いただくことになります。)</p>

【注】WEB申請の場合、添付書類はスマートフォン等で撮影した写真データも可とします。

【注】複数の施設(店舗)を申請する場合は、店舗ごとに別表2の⑦～⑭に加えてBの書類をまとめて提出してください。